

## 佐野市こども計画策定業務委託仕様書

1. 件 名 佐野市こども計画策定業務委託

2. 履行期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

3. 目的

本業務は、こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」を一体的に策定する佐野市こども計画（令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする。）の策定に係る業務の全般的な支援を行うことを目的とする。

なお、策定にあたっては、今後国が示すこども計画等の策定に関するガイドライン等を踏まえて業務を実施するものとする。

4. 法令の遵守

本仕様書のほか、次の関係法令等に準拠して施行する。

- ・ こども基本法
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 次世代育成支援対策推進法
- ・ 上記の施行令、施行規則
- ・ その他の関係法令及び規程

5. 受注者の義務

受注者は、策定業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に策定業務が完了するように、作業の円滑化に努めること。
- (3) 策定業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、策定の意図、目的を十分理解したうえで、業務に当たること。
- (4) 業務の目的により生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。  
ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

6. 主任技術者

- (1) 受注者は、策定業務における主任技術者を定め、発注者に所定の様式にて報告するものとする。
- (2) 主任技術者は、契約に基づき策定業務に関する技術上の一切の事項を処理するものと

する。

## 7. 業務内容

業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、現時点のものであり、今後、国又は栃木県により新たな方針等が示された場合などは、変更が生じることがあるものとする。

### (1) こども計画策定に係る調査及びニーズ調査業務

ア こども計画策定に係る調査及びニーズ調査項目決定に係る提案、助言、支援等

- ① 調査項目については、国の指針や施策動向に基づくとともに、本市の状況を考慮し、専門知識及び経験に基づき提案等を行うこと。
- ② ニーズ調査では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、「確保方策」を検討する際に必要となる利用実態及び今後の利用意向を把握できるようにすること。
- ③ 第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画の評価を行い、計画へ反映させるために必要な調査項目を設定すること。
- ④ 佐野市総合計画その他関連計画との整合性を図る上で必要となる調査項目を設定すること。

イ 調査票等の作成及び調査の実施

- ① 調査項目の設定について提案すること。
- ② 調査票の作成  
決定した内容を基に、「未就学児調査票」と「就学児調査票」の2種の調査票を作成し、印刷すること。
  - ・未就学児調査票 約5,500部
  - ・就学児調査票 約3,500部
- ④ 対象者の抽出及び宛名ラベルの作成  
発送用封筒に貼付する宛名ラベルについては、発注者が調査票発送用1部を作成し受注者に提供する。
- ⑤ 発送用封筒、返信用封筒の作成  
発送用封筒（角2）及び返信用封筒（角2）を作成し、印刷すること。
  - ・発送用封筒 約2,000部
  - ・返信用封筒 約2,000部
- ⑥ 調査票の発送、回収方法  
調査票の発送、回収は以下の方法にて発注者が行う。なお、調査票の発送、回収にかかる経費は発注者の負担とする。
  - ・未就学児調査票（幼稚園、保育園等に所属している場合）：所属している施設を通して発送、回収する。
  - ・未就学児調査票（幼稚園、保育園等に所属していない場合）：郵送にて発送、回収する。

・就学児調査票：所属する小学校を通して発送、回収する。

⑦ 調査票の納品

・未就学児調査票（幼稚園、保育園等に所属している場合）：発送用封筒への調査票の封入・封かん及び宛名ラベルの貼付けを行い納品する。

・未就学児調査票（幼稚園、保育園等に所属していない場合）：発送用封筒への調査票及び返信用封筒の封入・封かん及び宛名ラベルの貼付けを行い納品する。

・就学児調査票：印刷されたものを100部単位で仕切り納品する。

・納品場所は、こども政策課（佐野市役所2階）とする。

⑧ 調査時期

令和6年5月下旬（予定）

ウ データ入力、集計及び分析

① 発注者が回収した調査票は、受注者が定期的に回収し、データ入力すること。なお、回収率は70%を想定している。

② 各設問の単純集計、地域別・属性別集計、時系列調査項目の集計、設問間のクロス集計・要因分析等を行うこと。

なお、クロス集計等の集計方法については発注者と打合せをし、指示した方法により集計すること。

③ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出、「確保方策」等を検討できるように集計し、分析を行うこと。

④ 調査結果及び佐野市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年度）の評価などを整理した上で、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき佐野市の課題を抽出すること。

⑤ ニーズ調査結果報告書の作成、印刷

ニーズ調査の結果を基に報告書を作成し、印刷製本したものを5部納品すること。

(2) 計画策定業務

ア 少子化の動向、家族や地域の状況等基礎統計資料の収集、整理及び分析

イ 国、栃木県の動向に関する情報の収集、整理及び分析

ウ 現行の佐野市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度）、佐野市総合計画その他関連計画との整合性を図るための情報収集、整理及び分析、計画の評価、課題の整理及び見直し

エ 保育サービス等に係るニーズ推計等

オ 国の示すこども大綱及びこども計画策定ガイドラインとの整合性を図るための情報収集、整理及び分析

カ 基本理念、基本目標及び記載事業の検討

キ 事業ごとの目標及び一ニーズ調査に基づく一部定量的目標事業量の算出及び設定

- ク 上記アからキまでを踏まえた上での計画素案及び概要版素案の作成
- ケ 計画素案に係るパブリックコメントの実施支援、計画素案及び概要版素案の修正
- コ 計画書及び概要版の作成、印刷製本
- サ その他計画策定に当たり必要となる事項

(3) 打ち合わせ等

- ア 受注者は、策定業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡をとり、策定業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については記録し、相互に確認しなければならない。
- イ 打ち合わせについては、月1回程度を予定とする。なお、実施方法については、対面またはオンライン等で実施することとする。
- ウ 打ち合わせを行った際には、受注者はその結果について記録し、打ち合わせ終了後1週間以内に、発注者に打ち合わせ記録簿、会議録・課題整理簿を紙媒体で提出し、確認を受けなければならない。
- エ 打ち合わせについては、計画が市民の参画により策定すべき計画との位置づけから、必要に応じて市民代表者等が加わることを、受注者は承諾しなければならない。

8. 成果品

業務に係る成果品は次のとおりとする。提出については、事前に電子メールで提出し、発注者の確認を受けること。また、成果品及び成果品を構成する各要素の所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、提出された成果品に誤りが認められた場合は、速やかに受注者において訂正を行い、その作業に係る費用は受注者負担とする。

(1) 成果品

ア 佐野市こども計画書（詳細版・概要版）一式（データを収録した電子媒体（DVD等も含む））ただし、原稿は、ワード、エクセル等発注者が指定する形式で作成し、再編集可能なファイル形式の状態での印刷用のPDFデータとともに納品すること。

<詳細版>A4/100ページ程度の予定/黒1色刷り/あじろ綴じ製本/300部

<概要版>A3版1枚両面/500部

A3版1枚両面（児童・生徒用）/1,000部

文字やグラフ等の濃度を変えるなどして分かりやすいものとする。

イ 佐野市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育等の量の見込みに関する資料（原稿及び電子ファイル）ただし、原稿は、ワード、エクセル等発注者が指定する形式で作成し、再編集可能なファイル形式の状態での印刷用のPDFデータとともに納品すること。

ウ 納品場所は、こども政策課（佐野市役所2階）とする。

## 9. 契約代金の支払

各業務完了後、受注者は成果品及びその他の関係資料等を整え、検査を行うものとし、検査に合格したときは、契約代金を受注者からの請求により支払うものとする。

## 10. その他

(1) 受注者は、常に発注者からの連絡を受けることができる体制を整えることとし、発注者からの打ち合わせの要請があった場合には、発注者の指定する場所に出向くこと。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに工程表、その他市が必要と認める書類を提出し、承認を受けなければならない。

(3) 受注者は、工程表に基づき厳正な工程管理を行わなければならない。

(4) 受注者は、市から提供したデータ・資料等の使用が済み次第、速やかに市へ返却すること。

(5) 受注者は、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合、及び仕様書並びに関係法令に記載のない事項については、市と協議のうえ実施すること。

(6) この仕様書に定めのない軽微な業務について、市の指示に従うこと。